



大津市公報

令和2年4月1日
号外(第35号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 教育委員会規則

- 7 大津市立学校の教員の業務量の管理等に関する規則…………… 1
- 8 大津市教育委員会の事務局等の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則…………… 2
- 9 大津市社会教育指導員設置等に関する規則を廃止する規則…………… 2
- 10 大津市特別支援教育対象児等教育支援委員会規則の一部を改正する規則…………… 3
- 11 大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則…………… 3
- 12 大津市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則…………… 4
- 13 大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則…………… 4
- 14 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則…………… 6
- 15 大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則…………… 7
- 16 大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則…………… 7
- 17 大津市義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 8
- 18 大津市立幼稚園の教員の教職調整額の支給方法に関する規則の一部を改正する規則…………… 9
- 19 大津市奨学資金給与条例施行規則の一部を改正する規則…………… 9

○ 教育委員会訓令

- 1 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正…………… 9
- 2 教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関である職員が補助執行する場合の事務決裁規程の一部改正…………… 11

○ 教育委員会告示

- 1 平成26年教育委員会告示第1号(教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて)の一部改正…………… 11
- 2 平成27年教育委員会告示第1号(教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員をして補助執行させることについて)の一部改正…………… 11
- 3 平成28年教育委員会告示第8号(個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について)の一部改正…………… 11

○ 教育委員会教育長告示

- 1 公印の新調及び廃止について…………… 11

教育委員会規則

大津市立学校の教員の業務量の管理等に関する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島崎 輝久

大津市教育委員会規則第7号

大津市立学校の教員の業務量の管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号。以下「法」という。)第7条第1項の指針に即して、教員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教員 大津市立学校の教育職員(法第2条第2項に規定する教育職員をいう。)をいう。
- (2) 正規の勤務時間 大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第6号。以下「市勤務時間

条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(県費負担教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員をいう。以下同じ。)にあっては、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号。以下「県勤務時間条例」という。)第9条第1項に規定する正規の勤務時間)をいう。

(3) 休日 大津市立学校の教員の給与等に関する特別措置条例(昭和49年条例第65号)第5条第1項各号に掲げる日(県費負担教職員にあっては、滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年滋賀県条例第57号)第6条第1項各号に掲げる日)をいう。

(4) 特定休日勤務日 市勤務時間条例第10条第1項の規定により休日に代わる日を指定された場合における当該特に勤務することを命ぜられた日(県費負担教職員にあっては、県勤務時間条例第10条第2項の規定により他の正規の勤務時間が割り振られた日に勤務することを要しないこととされた場合における当該特に勤務することを命ぜられた日)をいう。

(業務量の適切な管理)

第3条 教育委員会は、教員の在校等時間(教員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(正規の勤務時間から休日における正規の勤務時間に相当する時間(特定休日勤務日における正規の勤務時間に相当する時間を除く。))を除いた時間をいう。以下同じ。))を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、児童又は生徒に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、教員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間における1月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月(その他)

第4条 前条に定めるもののほか、教員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市教育委員会の事務局等の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第8号

大津市教育委員会の事務局等の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

大津市教育委員会の事務局及び大津市教育委員会の所管に属する教育機関の会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。)の勤務時間、休暇等については、大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年規則第27号)の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市社会教育指導員設置等に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第9号

大津市社会教育指導員設置等に関する規則を廃止する規則
 大津市社会教育指導員設置等に関する規則(昭和47年教育委員会規則第2号)は、廃止する。

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

大津市特別支援教育対象児等教育支援委員会規則の一部を改正する規則を公布する。
 令和2年4月1日

大津市教育委員会
 教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第10号

大津市特別支援教育対象児等教育支援委員会規則の一部を改正する規則
 大津市特別支援教育対象児等教育支援委員会規則(平成24年教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第8条中「教育委員会教育相談センター」を「教育委員会事務局学校教育課特別支援教室」に改める。

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を公布する。
 令和2年4月1日

大津市教育委員会
 教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第11号

大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則
 大津市教育委員会公印規則(平成10年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
 別表第1教育機関印の表滋賀県大津市立仰木幼稚園の項を次のように改める。

削除	7	7	削除	削除	削除	削除
----	---	---	----	----	----	----

別表第1教育機関印の表滋賀県大津市立雄琴幼稚園印の項を次のように改める。

削除	10	10	削除	削除	削除	削除
----	----	----	----	----	----	----

別表第1職印の表大津市教育委員会教育次長之印の項中「大津市教育委員会教育次長之印」を「大津市教育委員会教育部長之印」に、「教育次長名」を「教育部長名」に改め、別表第1職印の表大津市立伊香立公民館長之印の項を次のように改める。

削除	24	23	削除	削除	削除	削除
----	----	----	----	----	----	----

別表第1職印の表大津市立山中比叡平公民館長之印の項を次のように改める。

削除	36	35	削除	削除	削除	削除
----	----	----	----	----	----	----

別表第1職印の表大津市立長等公民館長之印の項を次のように改める。

削除	38	37	削除	削除	削除	削除
----	----	----	----	----	----	----

別表第1職印の表滋賀県大津市立仰木幼稚園長之印の項を次のように改める。

削除	63	62	削除	削除	削除	削除
----	----	----	----	----	----	----

別表第1職印の表大津市立雄琴幼稚園長之印の項を次のように改める。

削除	66	65	削除	削除	削除	削除
----	----	----	----	----	----	----

別表第2教育機関印の項第7号を次のように改める。

(7)

削除

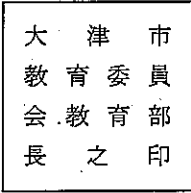
別表第2教育機関印の項第10号及び第11号を次のように改める。

(10)及び(11)

削除

別表第2職印の項第3号を次のように改める。

(3)



別表第2職印の項第23号を次のように改める。

(23)

削除

別表第2職印の項第35号を次のように改める。

(35)

削除

別表第2職印の項第37号を次のように改める。

(37)

削除

別表第2職印の項第62号を次のように改める。

(62)

削除

別表第2職印の項第65号及び第66号を次のように改める。

(65)及び(66)

削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第12号

大津市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規則(平成28年教育委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(委任する職員)

第3条 職務代理者が前条の規定により事務を委任する職員は、次に掲げる者とする。

(1) 教育部長の職にある者

(2) 教育部次長の職にある者

2 職務代理者が事務を委任する職員の順位は、前項各号の順序とする。この場合において、同一の職にある者が2人以上いるときは、それらの者の順序はあらかじめ教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市教育委員会
教育長 島崎 輝久

大津市教育委員会規則第13号

大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会行政組織規則(平成23年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号を次のように改める。

(4) 学校給食課

「学校規模等適正化推進室」 「学校ICT支援室

第3条第2項中 学校給食課 を 学校教育課 に改め、同条第3項中「及び第5号」
中学校給食準備室」 特別支援教育室」

を「から第5号まで」に改める。

第4条第1項の表教育総務課企画総務係の項第16号中「学校規模等適正化推進室」を「学校ICT支援室」に改め、同課施設係の項第1号中「学校」の次に「(幼稚園を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同係の項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 学校の規模等の適正化に関すること。

第4条第1項の表学校教育課の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第23号までを1号ずつ繰り上げ、同課の項第24号中「課」の次に「及び特別支援教育室」を加え、同号を同課の項第23号とし、同表児童生徒支援課の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) いじめの防止に関する行動計画に関すること。

第4条第1項の表学校給食課の項を次のように改める。

学校給食課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 調理員の研修に関すること。 (2) 学校給食の献立の作成に関すること。 (3) 学校給食の調理及び栄養指導に関すること。 (4) 学校給食物資の購入及び副食物の配送計画に関すること。 (5) 学校給食の巡回指導に関すること。 (6) 学校給食に係る調査及び統計に関すること。 (7) 学校給食費の徴収に関すること。 (8) 学校給食共同調理場との連絡調整に関すること。 (9) 学校給食共同調理場の維持管理及び修繕に関すること。 (10) 課及び学校給食共同調理場の一般庶務に関すること。
-------	---

第4条第2項の表教職員室の項中第9号を第11号とし、第8号を削り、第7号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 学校における職員の働き方改革に関すること。

第4条第2項の表教職員室の項第6号の次に次の2号を加える。

(7) 県費負担教職員の人事評価に関すること。

(8) 県費負担教職員の栄典事務に関すること。

第4条第2項の表学校規模等適正化推進室の項及び中学校給食準備室の項を次のように改める。

学校ICT支援室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校等におけるICT機器の管理及び導入に関すること。 (2) 学校等の情報通信ネットワーク環境の運営及び管理に関すること。 (3) 校務支援システムの運営及び管理に関すること。
特別支援教育室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特別支援教育に係る教育課程に関すること。 (2) 特別支援学級及び通級指導教室に関すること。 (3) 特別支援教育に係る市民からの相談に関すること。

第5条第1項第3号を次のように改める。

(3) 教育相談センター

第5条第1項中第21号を第22号とし、第15号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 図書館南郷分館

第5条第2項中「前項第16号及び第17号」を「前項第17号及び第18号」に改める。
第6条第1項の表教育相談センターの項を次のように改める。

教育相談センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大津市教育相談センター条例(平成11年条例第1号)第3条第1号から第3号までに掲げる事業の実施に関する事。 (2) 教育相談センターの広報に関する事。 (3) 教育相談センターの設備及び備品の維持管理に関する事。 (4) 公印の保管に関する事。 (5) 教育相談センターの一般庶務に関する事。
----------	--

第6条第1項の表図書館総務系の項第1号中「和邇館」を「和邇図書館」に改め、「北図書館」の次に「並びに図書館南郷分館」を加え、同系の項第8号中「和邇館」を「和邇図書館」に改め、「北図書館」の次に「並びに図書館南郷分館」を加え、同号を同系の項第9号とし、同系の項第7号中「本館」の次に「及び図書館南郷分館」を加え、同号を同系の項第8号とし、同系の項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 図書館システム等の管理に関する事。

第6条第1項の表図書館資料系の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同表和邇図書館の項中「和邇館」を「和邇図書館」に改め、同表北図書館の項中「北館」を「北図書館」に改め、同館の項の次に次のように加える。

図書館南郷分館	<ul style="list-style-type: none"> (1) 図書館南郷分館の行事の企画運営に関する事。 (2) 資料の選出に関する事。 (3) 図書原簿の作成に関する事。 (4) 資料の分類及び目録作成に関する事。 (5) 資料の除籍に関する事。 (6) 蔵書点検に関する事。 (7) 資料の貸出し及び複写サービスに関する事。 (8) 利用者登録に関する事。 (9) 参考業務に関する事。 (10) 読書相談及び読書指導に関する事。 (11) 資料の利用予約及びリクエストサービスに関する事。 (12) 資料の相互貸借に関する事。 (13) その他図書館南郷分館の管理運営に関する事。
---------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市教育委員会
教育長 島崎 輝久

大津市教育委員会規則第14号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する教育委員会規則(平成24年教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

- 第2条第2号中「教育次長」を「教育部長」に改める。
- 第3条中「政策調整監及び教育監」を「教育部次長」に改める。
- 第4条第1項中「教育次長」を「教育部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市教育委員会
教育長 島崎輝久

大津市教育委員会規則第15号

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則(昭和62年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中
「教育次長」を「教育部長」に、「次長」を「教育部次長」に改め、

教育次長
次長

教育部長
教育部次長

同表政策調整監及び教育監の項を削る。

第3条第1項中「及び所長」を「、分館長、場長及び所長」に改め、同条第2項の表中「教育相談センタ

一、」を削り、「副館長」を「副館長、副場長」に改める。

副館長

副館長
副場長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市教育委員会
教育長 島崎輝久

大津市教育委員会規則第16号

大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則
大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和61年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表4級の項中「教育監」を「教育部次長、室長(教職員室長に限る。)」に改め、別表第1第2項の表3級の項中「室次長」を「室長(4級に掲げられた室長を除く。)、室次長」に改める。

別表第2第2項の表備考中「教育職給料表(1)級別資格基準表の」を「前項の表」に改める。

別表第3の表備考中「級別資格基準表の備考第2項」を「別表第2第1項の表備考」に改める。

別表第4中「公共企業体職員」を「旧公共企業体職員」に、
「100/100以下 他職員と均衡を著しく失う場合はこの限りでない。」を

100/100以下	他職員と均衡を著しく失う場合はこの限りでない。
-----------	-------------------------

「80/100以下 他職員との均衡を著しく失う場合は、100/100以下」に改める。

80/100以下	他職員との均衡を著しく失う場合は、100/100以下
----------	----------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第17号

大津市義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

大津市義務教育等教員特別手当に関する規則（平成4年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
第1条中「。以下「条例」という。」を削る。

第2条中「別表」を「別表第1」に、「数を、育児休業法」を「数（次項において「算出率」という。）を、育児休業法」に、「、その端数」を「その端数」に改め、同条に次の1項を加える。

2 大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年条例第21号）第9条の規定により幼稚園任期付講師（同条例第8条第1項に規定する幼稚園任期付講師をいう。）とみなして小学校等任期付講師（同条例第9条に規定する小学校等任期付講師をいう。以下同じ。）に支給する義務教育等教員特別手当の月額額は、前項の規定にかかわらず、小学校等任期付講師の属する職務の級及び小学校等任期付講師の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額（育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）とする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

号給	職務の級	1 級
1号給から4号給まで		円 2,000
5号給から8号給まで		2,000
9号給から12号給まで		2,100
13号給から16号給まで		2,200
17号給から20号給まで		2,300
21号給から24号給まで		2,400
25号給から28号給まで		2,600
29号給から32号給まで		2,700
33号給から36号給まで		2,800
37号給から40号給まで		2,900
41号給から44号給まで		3,100
45号給から48号給まで		3,200
49号給から52号給まで		3,300
53号給から56号給まで		3,400
57号給から60号給まで		3,500
61号給から64号給まで		3,600
65号給から68号給まで		3,700
69号給から71号給まで		3,800

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市立幼稚園の教員の教職調整額の支給方法に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市教育委員会
教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第18号

大津市立幼稚園の教員の教職調整額の支給方法に関する規則の一部を改正する規則

大津市立幼稚園の教員の教職調整額の支給方法に関する規則(平成7年教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

題名中「大津市立幼稚園」を「大津市立学校」に改める。

本則中「大津市立幼稚園の教員の給与等に関する特別措置条例」を「大津市立学校の教員の給与等に関する特別措置条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市奨学資金給与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市教育委員会
教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第19号

大津市奨学資金給与条例施行規則の一部を改正する規則

大津市奨学資金給与条例施行規則(昭和40年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「教育次長、教育委員会事務局政策調整監及び教育監」を「教育部長及び教育部次長」に改め、同条第4項中「教育次長」を「教育部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

大津市教育委員会訓令第1号

大津市教育委員会事務決裁規程(平成6年教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

大津市教育委員会
教育長 島 崎 輝 久

第2条第9号及び第10号を次のように改める。

(9) 部長 教育部長、図書館長及び歴史博物館長をいう。

(10) 次長 教育部次長をいう。

第2条第11号中「室長」の次に「(次号に規定する室長を除く。)」を、「館長(」の次に「第9号及び」を加え、「所長(次号及び)」を「場長及び所長(」に改め、「及び副館長」を削り、同条第12号中「の課長補佐」の次に「、室長(学校ICT支援室長に限る。)」を、「館長(」の次に「和邇図書館長及び」を加え、「及び所長(和邇文化センター所長及び教育委員会の指定する学校給食共同調理場所長に限る。)」を「、分館長、副館長、副場長及び次長」に改め、同条第13号中「教育委員会の指定する」を削り、同条第14号中「、それぞれ学校教育課長、生涯学習課長、教育センター所長、葛川少年自然の家所長及び科学館長」を「当該グループを置く課又は教育機関の長」に改める。

第4条(見出しを含む。)及び第5条中「教育次長」を「部長」に改める。

第5条の2を削る。

第6条、第7条第2項、第8条第2項、第8条の2第2項及び第9条第1項中「教育次長」を「部長」に改める。

第10条第1項中「公民館長(第2条第12号に掲げる公民館長に限る。)」及び和邇文化センター所長を「室長(第2条第12号に掲げる室長に限る。)」並びに館長(同号に掲げる館長に限る。))及び分館長」に改める。

第11条第3項中「教育次長」を「部長」に改める。

第14条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 図書館及び歴史博物館にあっては、別表に掲げる決裁事項のうち教育長の決裁を要する事項又は重要な事項については、教育部長の合議を受けなければならない。

第16条第1項の表教育長の項中「教育次長」を「教育部長」に、「次長」を「主管の次長」に改め、同表教育次長の項中「教育次長」を「部長」に、「次長」を「主管の次長」に改める。

別表第1号の表中

教育次長

を

部長

に改め、同号の表1の部13の項を次のように改める。

13 電子計算機等の利用による事務処理の決定

○

情報システム課長

別表第1号の表2の部2の項第4号中

○

を

○

に改め、同項第7号中「臨時職員」を

「会計年度任用職員」に改め、同項第9号及び第12号並びに同部3の項第1号中「教育次長」を「部長相当職位」に改め、同項第3号ア中「イ」の次に「及びウ」を加え、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 週休日の振替等に係る勤務時間の割振り
(ア) 部長相当職位
(イ) 次長相当職位
(ウ) 課長相当職位
(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる職位以外の役付職位及び一般職員

○

○

○

○

別表第1号の表2の部3の項第4号及び第6号中「教育次長」を「部長相当職位」に改め、別表第1号の表4の部1の項を次のように改める。

1 行政財産の目的外使用の許可(使用料の決定を含む。)

○

管財課長

別表第1号の表5の部1の項を次のように改める。

1 業務担当主管課に対する工事等の施行の依頼の決定

○

別表第2号の表中

教育次長

を

部長

に改め、同号の表学校教育課の部中1の款を削り、2の款を1の款

とし、同号の表に次のように加える。

特別支援教育室	1 特別支援教育に関する事務	1 特別支援学級入級の決定	○						

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関である職員が補助執行する場合の事務決裁規程(平成26年教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

大津市教育委員会
教育長 島崎輝久

第2条第2項及び第3条第4項中「教育次長」を「教育部長」に改める。
別表幼児政策課の部中「臨時職員」を「会計年度任用職員」に改め、同部に次のように加える。

2 幼稚園任期付講師の採用選考に関する事務	1 実施の決定	○					教育総務課長	人事課長
	2 採用候補者の承認	○					教育総務課長	人事課長

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

教育委員会告示

大津市教育委員会告示第1号

平成26年教育委員会告示第1号(教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

大津市教育委員会
教育長 島崎輝久

第2号中「臨時職員」を「職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2に規定する会計年度任用職員及び大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年条例第21号)第8条第1項に規定する幼稚園任期付講師に限る。)」に改める。

大津市教育委員会告示第2号

平成27年教育委員会告示第1号(教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員をして補助執行させることについて)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

大津市教育委員会
教育長 島崎輝久

第1号中「臨時職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2に規定する会計年度任用職員及び大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年条例第21号)第8条第1項に規定する幼稚園任期付講師」に改める。

大津市教育委員会告示第3号

平成28年教育委員会告示第8号(個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

大津市教育委員会
教育長 島崎輝久

第1項の表仰木幼稚園の項、雄琴幼稚園の項、伊香立公民館の項、山中比叡平公民館の項及び長等公民館の項を削る。

教育委員会教育長告示

大津市教育委員会教育長告示第1号

公印を新調し、及び廃止したので、大津市教育委員会公印規則(平成10年教育委員会規則第1号)第5条にお

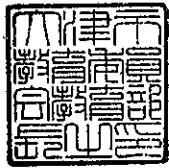
いて準用する大津市公印規則(昭和48年規則第51号)第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

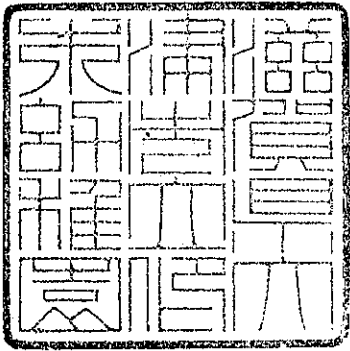
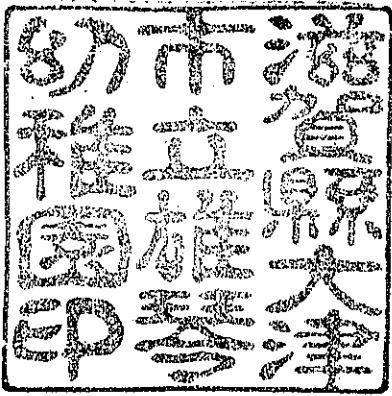
大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久


1 新調
職印





公印の名称	用 途	管 守 者	使用開始期日	印・影
大津市教育委員会 教育部長之印	教育部長名 をもって発 する文書用	教育総務課長	令和2年4 月1日	

2 廃止
教育機関印

公印の名称	用 途	管 守 者	使用廃止期日	印 影
滋賀県大津市立仰 木幼稚園	証書用	仰木幼稚園長	令和2年4 月1日	
滋賀県大津市立雄 琴幼稚園印	証書用	雄琴幼稚園長	令和2年4 月1日	

職印

公印の名称	用 途	管 守 者	使用廃止期日	印 影
大津市教育委員会 教育次長之印	教育次長名 をもって発 する文書用	教育総務課長	令和2年4 月1日	

<p>大津市立伊香立公民館長之印</p>	<p>館長名をもって発する文書用</p>	<p>伊香立公民館長</p>	<p>令和2年4月1日</p>	
<p>大津市立山中比叡平公民館長之印</p>	<p>館長名をもって発する文書用</p>	<p>山中比叡平公民館長</p>	<p>令和2年4月1日</p>	
<p>大津市立長等公民館長之印</p>	<p>館長名をもって発する文書用</p>	<p>長等公民館長</p>	<p>令和2年4月1日</p>	
<p>滋賀県大津市立仰木幼稚園長之印</p>	<p>園長名をもって発する文書用</p>	<p>仰木幼稚園長</p>	<p>令和2年4月1日</p>	
<p>大津市立雄琴幼稚園長之印</p>	<p>園長名をもって発する文書用</p>	<p>雄琴幼稚園長</p>	<p>令和2年4月1日</p>	